国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

障がいの状態になったら障害年金に該当する可能性があります

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいて、老齢基礎年金を受給していない）に初診日※のある病気やけがで、障害等級１級または２級の障がいの状態になった人は、障害基礎年金を受給できます。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金が受給できます。

※初診日とは・・・障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関にかかった日のこと

保険料の納付要件

初診日のある月の２カ月前までの被保険者期間のうち、保険料の納付済期間が３分の２以上あることが必要です。ただし、特例として初診日が令和８年３月31日までにある場合は、初診日のある月の２カ月前までの直近１年間に保険料の未納がなければ受給することができます。

国民年金加入前に障がいの状態になった人は

国民年金に加入する20歳になる前に、障害等級１級または２級の障がいの状態になった人は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。

ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

障害年金受給後に子が生まれた人にも加算があります

障害基礎年金を受給する人に、生計を維持されている下記の子がいる場合は、子の人数に応じて年金額に加算があります。

また、障害基礎年金を受給するようになった後に子が生まれ、生計を維持するようになった場合にも加算されます。

■加算の対象になる子

- 18歳になったあとの最初の３月31日までの子
- 20歳未満で、障害等級１級または２級の障がいの状態にある子

－注意点－

※障がいの程度で障害年金に該当していても、保険料の未納があると納付要件で該当しないことがありますので、納付もしくは免除申請を忘れずにしましょう。

※障害等級１級または２級は、障害年金の障害の程度のことです。身体障害者手帳の等級と異なります。

《広告》

小笠原内科消化器科クリニック

医師　小笠原　実（院長）

〒049-1454　松前郡福島町字館崎350番地27　TEL：0139-48-5231　FAX：0139-48-5232

○内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・小児科・放射線科

診療時間	月	火	水	木	金	土
08：30～12：30	○	○	○	○	○	○
14：00～16：30	○	○		○	○	

＊第２、第４土曜日は休診
＊受付時間は　8：30～12：30
13：30～16：30

※今月の日曜当番医は9月26日（診療時間　9:00～15:00）